

新型コロナウイルス感染症発生の際の対応について

本市の学校再開後、学校に感染者や濃厚接触者が認められた場合は、次のとおりの対応としますので改めてご確認ください。

(1) 校内の児童生徒または教職員の陽性が確定した場合

その学校は臨時休業となり、感染拡大防止のため、インフルエンザと同様に学校名は公表されることとなります。その期間は、当該者の感染が判明した翌日から数えてひとまず14日間とします。なお、児童生徒が感染した場合は、治癒するまで（医師の指示があるまで）は出席停止となります。

(2) 保健所から「濃厚接触者」と特定される児童生徒等が出た場合

その学校は臨時休業とはせず、当該児童生徒のみ出席停止となります。その期間は、感染者と最後に接触した日から数えて14日間とします。

(3) 今後、本市、本県の感染状況によっては、一斉臨時休業、分散登校等についても迅速に協議、検討することとします。